

はじめに

心豊かで活力ある奈良県づくりを進めるためには、男女が互いに人権を尊重し、すべての人々が責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要です。

その実現を妨げている原因の一つに配偶者からの暴力があります。それは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、これまで、奈良県ではその防止の意識啓発や相談・保護体制の拡充などの施策を進めてまいりました。

しかしながら、配偶者からの暴力に対する相談は依然として後を絶たず、被害女性の一時保護の件数も年々増加しております。

のことから、平成16年12月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者対策の一層の推進を図るため「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

この計画は、「配偶者からの暴力を許さない意識の醸成」、「被害者が安心して相談できる体制の整備」、「被害者を迅速安全に保護する体制の整備」、「被害者の自立を支援する体制の整備」、「関係機関・団体等との連携」の5つを基本目標として掲げ、今後取り組むべき施策を盛り込み、配偶者からの暴力の防止と被害者に対する自立支援を総合的、計画的に推進するための指針として策定いたしました。

今後、この計画を実効性あるものとするために、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関・団体等との連携と協力のもとに取り組むことが重要と考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、ご審議いただいた奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました県民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

奈良県知事 柿本 善也

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	市町村等との連携、協力について	2
5	計画の進行管理	2
II	計画の体系	3
III	計画の内容	4
基本目標 1 配偶者からの暴力を許さない意識の醸成		
(1)	家庭・学校・地域での人権教育の推進	4
(2)	意識啓発・研修の充実	5
基本目標 2 被害者が安心して相談できる体制の整備		
(1)	被害者が相談しやすい環境整備	7
(2)	信頼できる相談員等の育成	8
(3)	苦情処理体制の整備	9
基本目標 3 被害者を迅速安全に保護する体制の整備		
(1)	一時保護体制の充実	10
(2)	被害者が安心できる安全な保護体制の整備	11
基本目標 4 被害者の自立を支援する体制の整備		
(1)	総合的な支援の充実	12
(2)	就業支援の充実	13
(3)	住宅支援の充実	14
(4)	同伴する子どもの支援の充実	14
基本目標 5 関係機関・団体等との連携		
(1)	関係機関との連携	16
(2)	民間団体等との連携	16

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下DVという）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、DVは、被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。

こうした暴力の背景には、男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、女性差別の意識があるとされています。

このような状況を踏まえ、本県では、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版）」において、基本課題の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付け、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取り組みを進めているところです。

また、平成13年には、DVを防止し、被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」が制定されました。本県ではこの法の制定を踏まえ、平成14年4月に、中央こども家庭相談センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、増加する被害者や同伴児童への対応の一層の充実を図るため、一時保護所の増設を行い、被害者の相談・保護、自立支援等の体制の整備を進めてきたところです。また、高田こども家庭相談センターや女性センターでの相談体制を充実させ、中央こども家庭相談センターと連携し被害者の支援を行っています。

さらに平成16年12月には、改正DV防止法が施行され、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充等が図られるとともに、国の方針に即した都道府県基本計画の策定が規定されました。

本県においてもDV被害者からの相談件数、一時保護件数は年々増加しており、DVを容認しない社会を実現するためには、国、県、市町村はもとより、県民一人ひとりが、法の趣旨を十分に理解し、さまざまな観点からの幅広い取り組みを進める必要があります。

のことから、DVの防止及び被害者の支援の施策を総合的、計画的に推進するため、「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVを許さない社会づくりを進めていきます。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、「改正DV防止法」第2条の3第1項に基づき策定するものです。
- (2) この計画は「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会」での審議を経て策定するものです。
- (3) この計画は、広範多岐にわたるDV防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

3. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間とします。
- (2) 法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

4. 市町村等との連携、協力について

県と市町村は、連携協力を図り、情報提供や研修の機会を設けながら、計画で示した施策を推進していきます。

また、県は本計画に基づく施策を実施する上で、県民及び関係団体に対して理解と協力を求めます。

5. 計画の進行管理

「奈良県配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、計画で示した施策の実施状況を報告し、意見を求め計画の進行管理を行っていきます。

II 計画の体系

奈良県DV防止及び被害者支援基本計画



III 計画の内容

基本目標1 配偶者からの暴力を許さない意識の醸成

(1) 家庭・学校・地域での人権教育の推進

現状と課題

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見されにくいため潜在化しやすい傾向にあり、また、加害者に罪の意識が少ないといったことから、被害者の生命、心身に有害な影響を及ぼし、個人の尊厳を著しく侵害するものです。

また、子どもの面前で行われるDVは、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定され、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。DVを防止するためには、DVが重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有し、暴力を許さない社会的意識の醸成が必要です。

県民一人ひとりが人権についての正しい知識や認識を持ち、暴力をはじめさまざまな人権問題に対して適切に対応することにより、DVを容認しない社会づくりができるよう、学校をはじめ、家庭、地域等において人権教育を推進します。

具体的な取り組み

- 男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を發揮することができる社会づくりをめざし、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
- 就学前乳幼児に対し、人権を大切にする心を育てる保育の推進
家庭支援推進保育事業（「人権にかかる保育マニュアル」の活用）
- 家庭・学校・地域における人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育の推進
子ども人権学習支援事業
人権教育推進指導者養成講座
人権教育資料の配布

- DVに対して、適切に対処できるよう、人権意識を高めるとともに技能を育成する。
人権啓発に関する人材養成事業
- 学校関係者に対する法の趣旨についての周知徹底
スクールカウンセラー活用事業
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施
女と男が築く人権フォーラム
- 「人権週間」において「女性の地位を高めよう」を強調事項にした取り組み

(2) 意識啓発・研修の充実

現状と課題

DVは、個人や家庭の問題と捉えられることが多く、社会的に充分な理解を得ていない状況にあるため、県民一人ひとりにDVに関する理解を深めるための啓発が必要です。

社会全体でDVについての正しい理解を深めるには、家庭、学校、地域等それぞれに、きめ細かい広報や啓発等を行うことが必要です。また、職務関係者に対しては、暴力防止に向けた取り組みを地域で推進できるよう、DV被害の実情や相談支援への知識と技術を深めるための研修を行うことが必要です。

また、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識していない被害者もいることから、被害が潜在化し深刻なDV被害に陥る前に、被害者自身や周囲の関係者がDVに気づくこと、理解を深めることができるよう啓発を行うことが必要です。

なお、法において、DV（身体に対する暴力に限る）被害者を発見した者は、被害者本人の意思を尊重し、通報に努めることとされており、身近な人や関係機関による通報が適切に行われるよう周知を図っていくことが重要となります。

具体的な取り組み

- 暴力防止に関するフォーラムの開催や、啓発誌の作成などさまざまな方法での県民への啓発
女と男が築く人権フォーラム（再掲）
- 外国人被害者等への多言語の啓発資料の作成、配布
- 広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となる、なら・ヒューマンフェスティバルや人権ワークショップの開催
なら・ヒューマンフェスティバル
人権ワークショップ開催事業
ふれあい人権広場開催事業
- 被害者を地域でサポートする支援者の育成
DV防止サポーター育成講座
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（再掲）
女と男が築く人権フォーラム（再掲）
- 「人権週間」において「女性の地位を高めよう」を強調事項にした取り組み（再）
- 県民、医療関係者等に対する、通報、情報提供に関する法の趣旨などについての啓発、周知
啓発パンフレットの作成や研修会、ホームページ等で周知
(社)県医師会、(社)県病院協会等が開催する研修会での啓発
県立医科大学及び県立病院における研修の実施

基本目標2 被害者が安心して相談できる体制の整備

(1) 被害者が相談しやすい環境整備

現状と課題

被害者からの相談は、配偶者暴力相談支援センター、高田こども家庭相談センター、女性センター、福祉事務所等県相談機関の他、市町村、国、民間の相談機関で行われています。また、警察においても、各警察署等で相談を行っています。

D Vの相談件数は年々増加しており、配偶者暴力相談支援センター・高田こども家庭相談センター・女性センターの県相談機関での平成16年度の件数は707件となり、平成13年度の354件に比べると倍増しています。被害者は10代から70代までの幅広い年齢層にみられます。

被害者の中には外国人や障害者等も含まれ、多様な背景や問題を抱えている被害者に対して、人権に配慮しながら、個々の状況に応じた相談ができる体制づくりが必要です。

また、被害者にとって最も身近な市町村での相談体制を充実するとともに、地元市町村での相談がし難い場合などは、他の相談機関で受けることができるよう相談機関の周知を図るとともに、相談機関相互の広域的な連携体制の整備を図っていくことも必要です。

今後、県や市町村、人権擁護機関や民間の相談機関との連携をより一層進め、被害者に対し必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。

具体的な取り組み

- こども家庭相談センターの相談体制の充実
 - 女性相談支援事業、D V被害者支援事業
 - 外国人、障害者等の被害者に対する相談体制の整備
- 女性センターでの女性のあらゆる問題や悩みについての電話及び面接相談、弁護士による相談の実施

- 女性相談機関交流会、女性相談機関研修会の実施
- 「女性の相談窓口一覧」の作成、配布
- 警察の相談体制の充実
 - 各警察署（十津川署を除く）に女性警察官を配置
 - 被害者支援要員として女性警察官を指定し、相談体制及び環境の整備
- 警察の相談員の相談技術の向上
 - 相談員研修会の実施
- 市町村における「女性のための相談窓口」設置促進
- 各相談機関の連携
 - 県相談機関、警察、市町村、人権擁護機関、民間団体等との連携
 - 市町村担当会議、相談機関交流会等を開催し情報交換の実施
 - 「なら人権相談ネットワーク」を活用した相談機関の連携
- 人権擁護機関等の相談機関での相談の実施

（2）信頼できる相談員等の育成

現状と課題

被害者から相談を受ける場合は、被害者の話を充分に聞き問題解決に向けた助言を行うことが必要です。また、相談員は、被害者の置かれている状況やDVそのものに対する理解不足から、不適切な対応をし、被害者に対してさらなる被害（二次的被害）を与えることのないよう、対応する必要があります。また、被害者の抱える問題を正しく理解して問題解決が図れるよう、相談員に対し資質向上のための研修等の実施が必要です。

なお、被害者や同伴する児童は心身ともに傷ついている場合が多く、配偶者暴力相談支援センターでは心理担当職員を配置し被害者の心のケアを実施していますが、被害者からの相談内容は複雑、多様化しているため、相談員に対するメンタルヘルスケアも必要となっています。

具体的な取り組み

- DV対応マニュアルの作成、配布
- DV対応マニュアルによる職務関係者への研修の実施
- 女性相談機関交流会、女性相談機関研修会の実施（再掲）
- 心理担当職員による心のケア
- 被害者を地域でサポートする支援者の育成（再掲）
　　DV防止サポーター育成講座
- 相談員自身のメンタルヘルスケアの実施
- 職務関係者へのDVについての制度、プライバシーの保護等の周知徹底

（3）苦情処理体制の整備

現状と課題

改正DV防止法において、県、市町村、関係機関等は、被害者の保護に係る職員の職務執行に関して被害者から苦情の申し出を受けた時は、適切かつ迅速に処理することと規定されています。配偶者暴力相談支援センターや、警察、福祉事務所など県、市町村の関係機関は、申し出られた苦情について、適切かつ迅速な対応が必要です。

具体的な取り組み

- 被害者の保護に関する県施策に関して被害者から苦情の申し出があった場合は、各機関が連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。

基本目標3 被害者を迅速安全に保護する体制の整備

(1) 一時保護体制の充実

現状と課題

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の保護に対応する施設として、中心的役割を果たしています。

被害者に被害が及ぶことを防ぐための緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行っています。また必要に応じ、一時保護委託や、都道府県域を越えた保護も実施しています。

被害者は、心身に大きな被害を受けており、被害者本人や同伴者の状況を勘案し、関係機関と緊密な連携を図り、速やかに、被害者及び同伴する子どもを加害者から保護することが必要です。

具体的な取り組み

- 夜間休祝日を含めた24時間体制での緊急的一時保護への対応
- 配偶者暴力相談支援センターのバリアフリー化、防犯設備の整備
- 被害者及び同伴する児童のカウンセリングによるケア
- 社会福祉施設への一時保護委託の実施
- 被害者及び同伴児童を加害者から保護するため、警察署との連携による警備体制の強化
- 都道府県域を越えた保護の実施

(2) 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

現状と課題

被害者及び同伴する児童は心身ともに傷ついていることが多い、配偶者暴力相談支援センターは、一時保護の受入れにあたっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう安全な体制を整備することが必要です。

また、改正DV防止法において、同行する未成年の子どもについても、接近禁止命令が発令可能となったことを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターは、学校や保育所等に必要な情報を提供し、子どもが加害者から追及されないよう連携・調整を図っていく必要があります。

また、被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の国籍や障害の有無を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受ける等、被害者の人権に配慮した対応が求められます。

警察は、被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対し必要な助言、指導を行い、加害者に対しても裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は速やかに対応し、暴力の未然防止に努めます。

具体的な取り組み

- 配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の連携による被害者への迅速、適切な安全確保と保護
- 被害者の安全確保のため、保護命令申請等の情報提供と地裁への同行などの支援
- 同伴する子どもを加害者から守るため、配偶者暴力相談支援センターにおける学校、保育所等との連携
- 警察による保護命令時の加害者への指導等
- 被害者から援助の申し出を受けた場合、法令に基づき警察本部長等による援助の実施
- 被害者の個人情報を扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底
- 外国人、障害者等の人権を尊重した対応の徹底

基本目標4 被害者の自立を支援する体制の整備

(1) 総合的な支援の充実

現状と課題

改正DV防止法では、配偶者暴力相談支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険等の社会生活に必要な制度、子どもの就学等の情報提供や助言を行うこととされており、被害者の状況に応じて早期の自立を支援することが必要です。

また福祉事務所は、自立を支援するために必要な措置を講じることとされており、被害者が生活を再建し、自立して生活するために必要な諸制度の活用や情報提供など、適切な対応が求められます。

なお、DV対策を行う上で、市町村の役割は重要であり、自立支援の過程において住民基本台帳の閲覧制限など適切な対応が必要です。

具体的な取り組み

- 一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助
- 市町村等での各法制度に基づいた被害者支援の実施
 - 援護制度の活用（生活保護、児童扶養手当、児童手当等の適用）
 - 母子・寡婦福祉資金等貸付制度の活用
 - 適正な国民健康保険等への被扶養認定取扱、住民基本台帳の閲覧制限等
- 福祉事務所による母子生活支援施設での保護の実施
- 警察での家出し人捜索依頼への不受理措置
- DV被害者の一時保護退所後の自立に至るまでの支援の拡充
 - DV被害者支援員の設置
 - 福祉事務所母子自立支援員と連携した支援
- 日本司法支援センターによる被害者相談や民事法律扶助等の情報提供

(2) 就業支援の充実

現状と課題

配偶者暴力相談支援センターでは、入所中の被害者に対し就業情報の提供や助言を行うとともにハローワーク等関係機関と連携を密にしながら就業支援を行っています。

また、子どものいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（母子・スマイルセンター）における就業相談等の対象となるため、当機関を活用した積極的な就業支援を行っています。

その他、奈良県しごとiセンターでも就業支援や講習会などを実施しています。配偶者暴力相談支援センターへの入所はあくまでも一時的な滞在であるため、一時保護所退所後に被害者が新たな環境で自立して生活ができるよう経済基盤の確立に向けた、就業支援を行うことが重要です。

具体的な取り組み

- 母子家庭等就業・自立支援センター（母子・スマイルセンター）における就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催
就業相談、求人情報の提供、就職に向けた技能習得のための講習会の開催
- 奈良しごとiセンター・高田しごとiセンターにおける就業相談、情報提供、技能習得講習の開催
「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口相談、就職に関する各種情報の提供、インターネットによる求人検索、職業適性診断、内職の斡旋・紹介、就職支援技術（パソコン・医療事務等）講習会の開催
- 母子・スマイルセンター等、就業支援関係機関との有機的な連携による就業促進
- 被害女性を含む母子家庭対策を充実するため、相談から自立にいたるまでの一貫した個別支援策の導入
母子自立支援プログラム策定事業の実施

(3) 住宅支援の充実

現状と課題

一時保護所退所後の被害者は、夫または実家等への帰宅が51.4%、母子生活支援施設への入所が20.4%、アパート等への入居が10.7%（平成16年度）となっており、約半数以上が帰宅を選択している現状です。

退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとするDV被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

具体的な取り組み

- 子どものいる被害者については、「奈良県母子家庭向け県営住宅入居要綱」により母子家庭に準ずる取り扱いを行い、優先入居を実施
　　県営住宅へのDV被害者母子家庭の優先入居
- 県営住宅を利用したステップハウスの整備の検討
- 県営住宅への単身被害者の入居
- 県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和

(4) 同伴する子どもの支援の充実

現状と課題

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもに配慮することは極めて重要です。

子どもの面前で行われるDVは、児童虐待防止法において児童虐待と定義されており、子どもに対して心理的な外傷となるものです。また、被害者自身が心身ともに傷つき、養育放棄等の状態に陥ることもあり、母子ともに心のケアが必要です。

また、子どもが通学する学校や幼稚園、保育所において、被害者から申し出があった場合には、加害者に居所が知られないように、関係機関と学校、教育委

員会等が連携し、転校等の手続時などは、子どもに関する情報を適切に管理するなど、加害者に居所を知られないよう配慮することが必要です。

具体的な取り組み

- 一時保護期間中の同伴する子どもへの支援
 - 短時間学習の実施
 - 教育ボランティアの設置の検討
 - 児童相談部門と連携した子どもの心のケアの実施
- 子どもの転校先や転居地等の情報が加害者に知られないよう、関係機関と連携し、子どもの情報を適切に管理
- 高校入試で住民票移動が困難な場合の受検の許可、学期途中の転入学試験の実施
- 学校関係者、スクールカウンセラーに対する法制度についての周知徹底
 - スクールカウンセラー活用事業（再掲）
- 教育委員会・学校等と連携し同伴する子どもが安全に就学できるための被害者に対する情報提供（再掲）

基本目標5 関係機関・団体等との連携

(1) 関係機関との連携

現状と課題

被害者の保護や自立支援を円滑に行うためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、市町村等などの関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援のそれぞれにおいて、緊密に連携し、被害者支援に取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

- 配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、市町村等関係機関が連携し、DV対応マニュアルに基づく対応（再掲）
- 配偶者暴力相談支援センターの連携調整機能の強化
相談や保護の中心的機関として、各地域の相談機関等との連携強化の促進

(2) 民間団体等との連携

現状と課題

DV防止と被害者に対する保護、支援等に対してきめ細かく対応するためには、民間支援団体も大きな役割を担っています。

また、NPO等民間団体では、従来からDV被害者に対する相談など被害者支援に取り組まれていますが、平成13年のDV防止法成立後に各団体をはじめ行政機関が連携を図り、被害女性の保護、自立支援を行うことを目的として、「配偶者からの暴力被害者支援協議会」を設置し、情報交換、DV防止のための活動を行っているところです。

今後も民間団体との緊密な連携、協力を図りながら、より効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

- 配偶者暴力相談支援センターを中心とした「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営
- 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、DV被害者の相談事例集の作成等民間団体等との連携・協働を推進
- 民間団体等でのDV被害者相談等の実施
- 民間団体等がより柔軟で機動的な被害者支援を行うための情報提供、資料の提供

[資 料]

I	奈良県におけるDVの現状	1
II	相談・保護・自立支援体制について	4
III	奈良県DV防止及び被害者支援基本計画の策定経過	8
IV	奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱	9
V	奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員名簿	10
VI	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定に かかる府内連絡会議設置要綱	11
VII	奈良県配偶者からの暴力被害者支援協議会設置要綱	12
VIII	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	13
IX	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため施策に関する 基本的な方針（概要）	20

(資料 I)

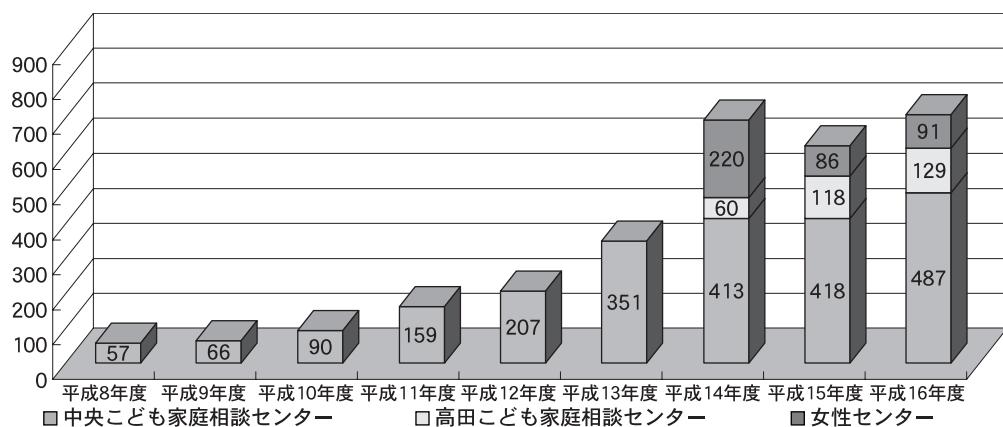
奈良県におけるDVの現状

1 相談件数の推移

平成14年度に相談窓口の拡充を行った。

中央こども家庭相談センター（旧婦人相談所）・高田こども家庭相談センター・女性センターに寄せられた相談件数はH16年度は707件であり年々増加している。

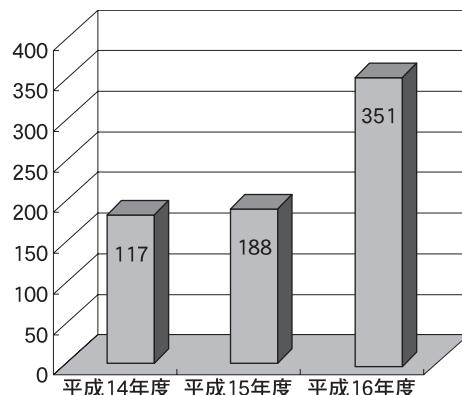
①中央こども家庭相談センター（旧婦人相談所）・高田こども家庭相談センター・女性センターの相談件数の推移



（「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」より）

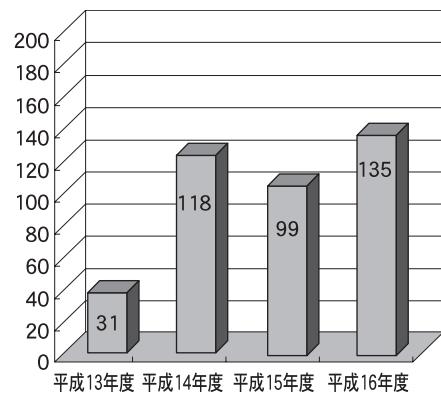
②福祉事務所における相談件数の推移

（平成17年5月 県こども家庭課調べ）



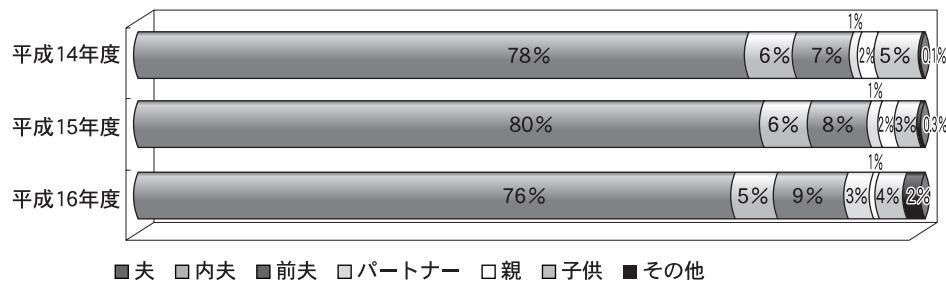
③警察における相談受理件数の推移

（奈良県警察調べ）



2 暴力原因相談の加害者内訳（中央・高田こども家庭相談センター、女性センター）

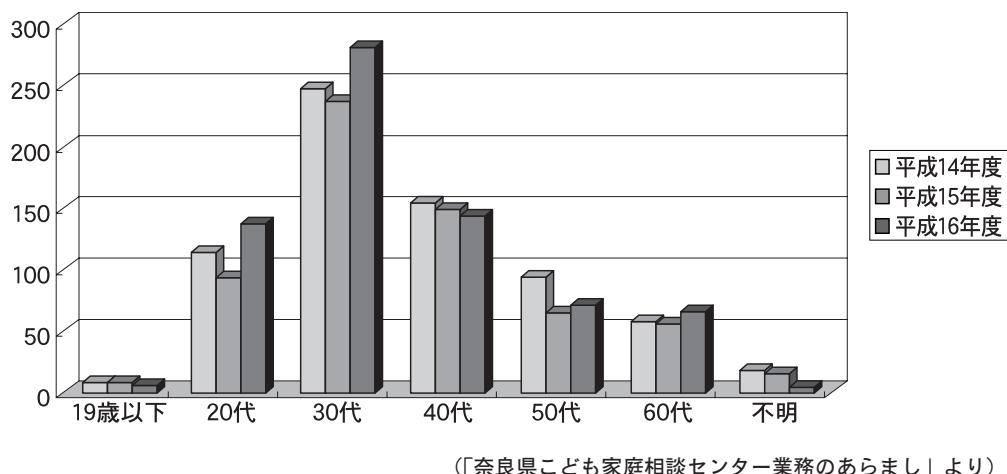
夫からの暴力は全体の75%以上を占めている。内夫、前夫を含めると90%を超える。



（「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」より）

3 暴力を受けた女性の年令

暴力を受けた女性は、10代から60歳以上の全ての女性に見られる。中でも、30代が一番多く、次に40代、20代となる。

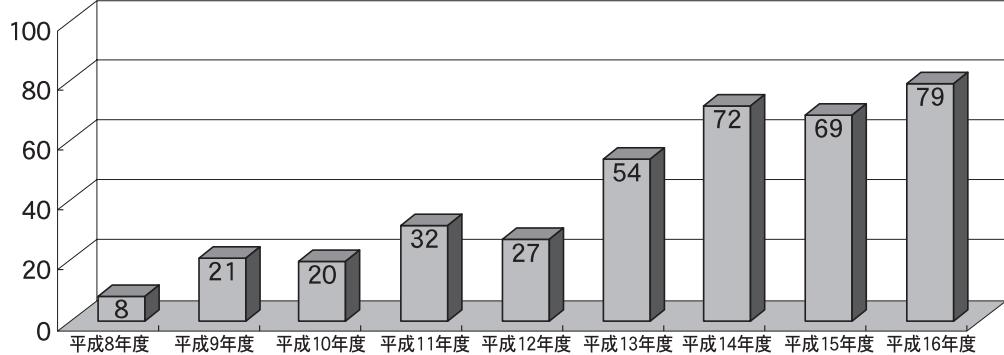


(「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」より)

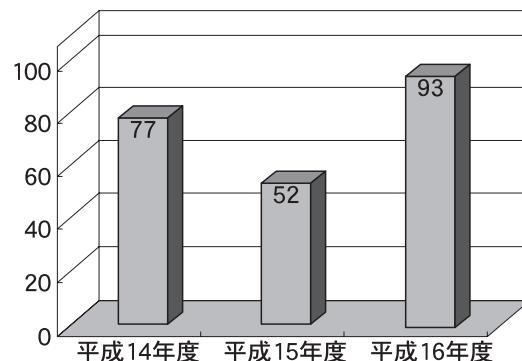
4 一時保護件数の推移

DV防止法施行後の平成13年度に200%と特に高い増加率を示し、その後総じて増加傾向にある。

(女性)



(同伴児童)



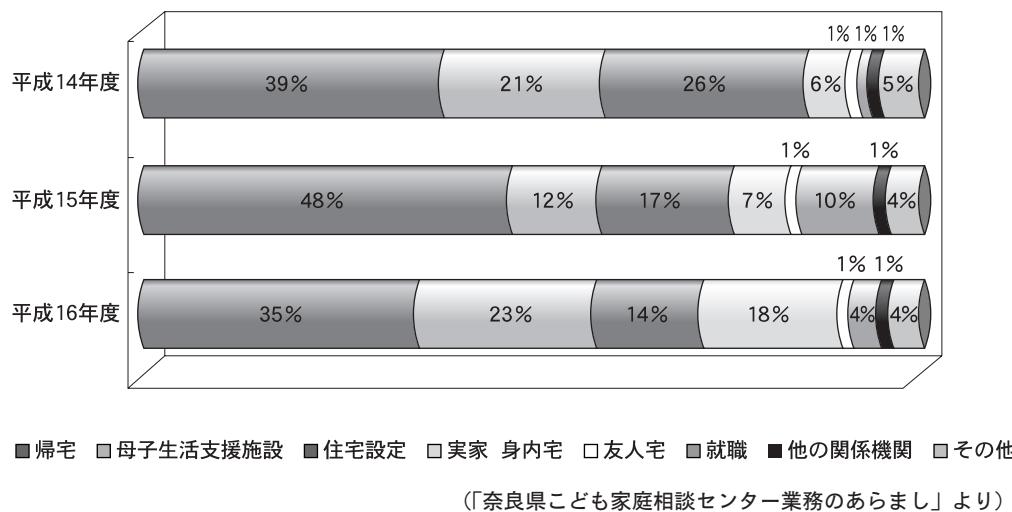
平成16年度 同伴児童数の内訳(暴力原因以外含む)

実人員				延べ人員				平均所在日数			
乳幼児	小学生	中学生	合計	乳幼児	小学生	中学生	合計	乳幼児	小学生	中学生	合計
63(5)	32(5)	5(0)	100(10)	921(78)	665(64)	94(0)	1,680(142)	15(16)	21(13)	19(0)	17(14)

(「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」より)

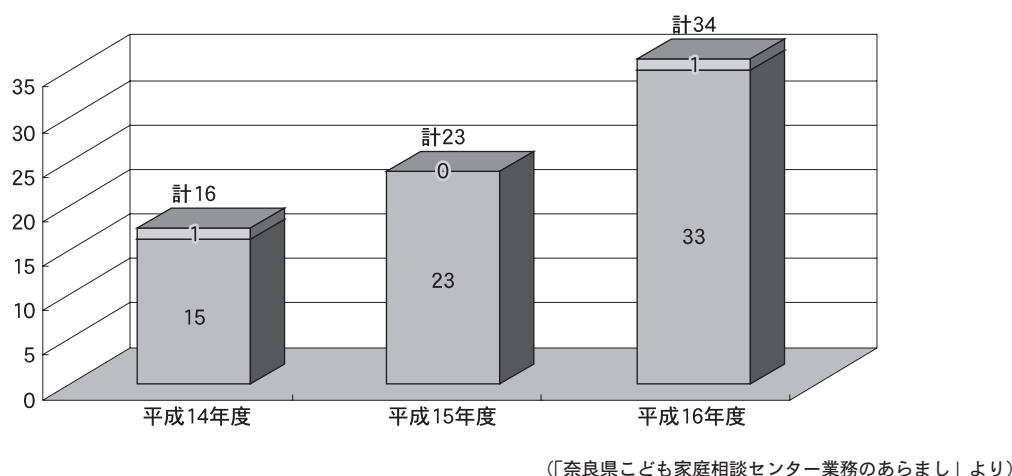
5 暴力原因による一時保護者の退所後の状況

一時保護後の退所先の状況を見ると、約40%が「帰宅」している。ついで福祉事務所による母子生活支援施設への入所となり、住宅設定、就職をして自立を行ったものはH16年度で約18%となっている。



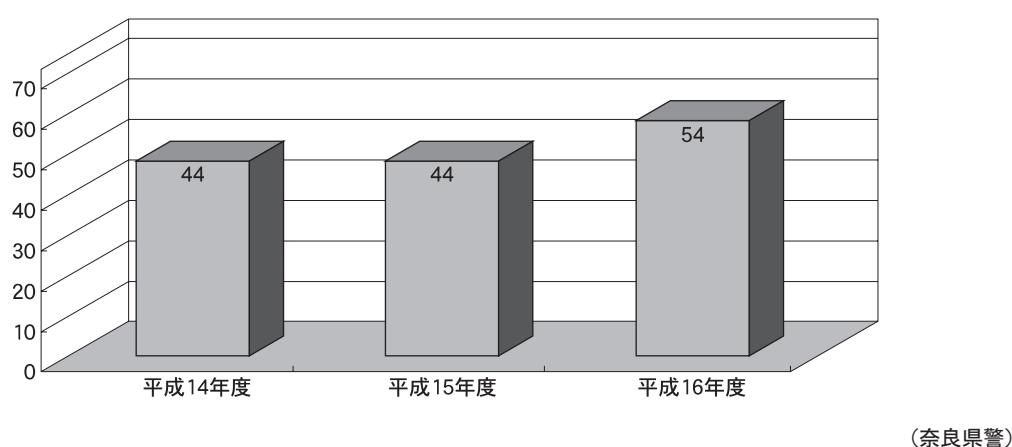
6 保護命令の状況

- ・こども家庭相談センター（地裁への書面提出件数）



- ・警察（受理件数）

(注) 他府県の裁判所で保護命令が決定された被害者が、奈良県に避難してきたため対応中のものを含む。



相談・保護・自立支援体制について

相 談

1 こども家庭相談センター

(1) DV被害者を含めた女性に関するさまざまな悩みに対し、電話・来所相談等を行っています。また、中央こども家庭相談センターでは、夜間の電話相談のため、平日20：30までの相談に対応しています。

中央こども家庭 相談センター (配偶者暴力相 談支援センター)	月～金（受付時間） 面接相談 9：00～16：00 電話相談 9：00～20：00
高田こども家庭 相談センター	月～金（受付時間） 面接相談 9：00～16：00 電話相談 9：00～16：30

- (2) 心理担当職員が心理判定員や医師と連携を図り、DV被害者などの精神的ケアが必要な場合に、心理学的、医学的診断や指導を実施。
- (3) 相談者の社会的、経済的自立に必要な情報提供や関係機関との連携調整など被害者の個別の状況に応じた自立支援を実施。
- (4) DV被害者の安全確保のため必要と判断される場合は、保護命令手続きの支援や裁判所への書面提出の実施。
- (5) こどもや妊産婦、障害者にも対応できるよう庁舎のバリアフリー化を図り、エレベーターの設置、身障者用駐車場、点字ブロック、スロープを整備。また、日本語の使えない外国人の相談者に対しては必要に応じて通訳者を確保。

2 女性センター

配偶者暴力相談支援センターである奈良県中央こども家庭相談センターの兼務辞令を受けた女性相談員が、DVをはじめ女性のあらゆる問題や悩みについての相談に応じています。また、法律的な相談が必要な場合には、女性弁護士による法律相談も行っています。

一般相談	火～金 9：00～18：00 土曜 9：30～20：00 日・祝日 9：30～17：00 ※ ただし、休館日を除く (面接相談は事前予約制)
法律相談	週3回 (事前予約制)

3 福祉事務所

改正DV防止法第8条の3により、福祉事務所は「生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められており、以下のDVに関連した業務を行っています。

(1) 生活保護の相談及び実施

生活保護法の規定により、被害者が加害者と離れて生活する場合において、相談に応じるとともに、調査の結果、最低限度の生活を維持することができないと判断される場合には、同法に基づく生活保護を実施。

(2) 児童及び妊産婦の福祉に関する相談

児童福祉法第18条の2の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について相談に応じ、必要な調査の実施。

(3) 母子生活支援施設における保護

児童福祉法第23条の規定により、母子生活支援施設への保護の実施ならびに必要な連絡及び調整の実施。

(4) 就業についての相談

母子及び寡婦福祉法の規定により、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談の実施。

(5) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給。

福祉事務所一覧

(平成18年4月現在)

名 称		電話番号	所 在 地	所管区域
県	中和福祉事務所	0745-22-1701	大和高田市大中98-4 (高田総合庁舎内)	生駒郡 高市郡 山辺郡 北葛城郡 磯城郡
	吉野福祉事務所	07463-2-5315	吉野郡吉野町上市133 (吉野町中央公民館内)	吉野郡 宇陀郡 (十津川村を除く)
奈良市 福祉事務所	0742-34-1111	奈良市二条大路南1-1-1	奈良市	
大和高田市福祉事務所	0745-22-1101	大和高田市大中100-1	大和高田市	
大和郡山市福祉事務所	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町248-4	大和郡山市	
天理市 福祉事務所	0743-63-1001	天理市川原城町605	天理市	
橿原市 福祉事務所	0744-22-4001	橿原市畠傍町9-1	橿原市	
桜井市 福祉事務所	0744-42-9111	桜井市粟殿432-1	桜井市	
五條市 福祉事務所	07472-2-4001	五條市本町1-1-1	五條市	
御所市 福祉事務所	0745-62-3001	御所市1-3	御所市	
生駒市 福祉事務所	0743-74-1111	生駒市東新町8-38	生駒市	
香芝市 福祉事務所	0745-79-7522	香芝市逢坂1-374-1 (香芝市総合福祉センター)	香芝市	
葛城市 福祉事務所	0745-48-2811	葛城市長尾85	葛城市	
宇陀市 福祉事務所	0745-82-8000	宇陀市榛原区下井足17-3	宇陀市	
十津川村 福祉事務所	07466-2-0001	吉野郡十津川村小原225-1	十津川村	

4 保健所

保健所は、健康の保持増進等に対応する機関であり、DV被害の直接的な相談を行う機関ではないが、種々の健康相談や精神保健相談等で保護者（母親）等の態度からその相談の過程でDV被害を発見できる可能性があります。また、DV被害者の事後の健康面の相談等に応じています。

5 法律相談

養育費を確保し生活の安定を図るための相談や、生活に密着した問題解決のため女性弁護士による法律相談を（社）奈良県母子福祉連合会に委託して実施しています。

保 護

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者及び同伴児童の一時保護を行っており、緊急性の高い一時保護に24時間対応するため、女性指導員を夜間及び土日祝日に配置しています。

(1) 一時保護の実施

一時保護の期間中は、被害者及び同伴児童の個別の処遇方針を立て、必要に応じ関係機関との連絡調整を行い、心身回復や自立に向けた援助を行っています。

(2) 一時保護所の安全・保護体制の整備

- 施設をバリアフリー化（エレベーター・スロープの設置、浴室の手すり設置等）し、障害者、高齢者に対応しています。
- 加害者からの安全を確保するため、内部からの開閉扉、監視カメラ、非常ベルの設置など設備面の整備と、警備員を配置し安全対策を行っています。

(3) 被害者と同伴することの心理的ケアの実施

心理担当職員が心理判定員や医師と連携を取り合い、被害者の精神的ケアが必要な場合に心理学的、医学的診断と指導を行っています。また、同伴する児童については児童相談部門と連携するとともに、心理的ケアに配慮した短時間学習を実施しています。

(4) 一時保護施設の確保

被害者の心身の状況や、同伴児の有無、危険状況に適切に対応するため、県内社会福祉施設、児童福祉施設と一時保護委託契約を行い保護を実施しています。

(5) 配偶者暴力相談支援センター職員による関係機関への同行支援

被害者や同伴する児童の通院や就職活動、地方裁判所へ出向く際には安全確保のため職員が同行しています。

(6) DV被害者支援員の設置

DV被害者支援員を設置し、被害者の入所時から退所後まで、福祉事務所等と連携して自立支援を行います。

自立支援

【就業支援】

1 母子家庭等就業・自立支援センター

(1) DV被害者の就業支援

子どものいるDV被害者も母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象者として、就業支援のための就業相談や就業情報の提供、就業準備から資格取得のための講習会を実施しています。

また、被害者から要請がある場合は、配偶者暴力相談支援センターへ母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援員が出向き、被害者の状況に応じた就業相談を実施しています。

(2) 母子自立支援プログラム策定事業

被害者が児童扶養手当受給者となった場合、母子家庭等就業・自立支援センターに設置する母子自立支援プログラム策定員が個々の状況に応じ、ハローワーク等と連携して就労に向けたきめ細かな助言や指導を行い支援を行います。

2 しごとセンター

奈良しごとセンター、高田しごとセンターでの求人情報の検索、相談、情報提供や講習会の開催、内職紹介を実施しています。

【住宅支援】

被害者の自立のためには、居住の安定を図ることが重要であり、県営住宅への入居については母子家庭枠に準じた優先入居を実施しています。

また、単身のDV被害者については県営住宅への単身入居が可能となり、二次的被害の防止のため、県営住宅の入居者資格における居住地要件にも配慮することとします。

【経済的な支援】

一時保護所において保護されている場合は、生活に必要な物品等の現物給付や、医療については無料低額医療機関の利用等の支援を行っています。

一時保護所の退所後については、生活保護、母子福祉資金、児童扶養手当、児童手当等の活用等の情報提供や関係機関との連携、調整を行います。

(資料Ⅲ)

奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定経過

日 程	内 容
16年 12月 2 日	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正法の施行
17年 5月 12日	第1回「DV防止及び被害者支援基本計画策定に係る府内連絡会」開催
6月 23日	第6回「奈良県配偶者からの暴力被害者支援協議会」開催 ・改正DV法基本方針について ・各機関の取組状況
7月 22日	第1回「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会」開催 ・委員長、副委員長の選任について ・「改正DV防止法」及び「DV被害者支援基本計画」について ・奈良県のDVの現状について ・「DV防止及び被害者支援基本計画」策定スケジュールについて
11月 15日	第2回「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会」開催 ・「(仮称)奈良県DV防止及び被害者支援基本計画(素案)」について ・計画策定スケジュールについて
9月 30日	第7回「奈良県配偶者からの暴力被害者支援協議会」開催 ・関係機関の連携体制の確立について
12月 12日	「(仮称)奈良県DV防止及び被害者支援基本計画(素案)」に対する意見の募集(～1月 6日)
18年 3月 2 日	第3回「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会」開催 ・「(仮称)奈良県DV防止及び被害者支援基本計画(素案)」に対する意見(パブリックコメント)への対応について ・「(仮称)奈良県DV防止及び被害者支援基本計画(案)」について

(資料IV)

奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県における「配偶者からの暴力」(以下「DV」と呼ぶ)の防止及びDV被害者の支援に関する「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画(仮称)」(以下「DV被害者支援計画」と呼ぶ)の策定について各関係機関が検討・協議するため、「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、優れた識見を有する者の内から知事が任命する。

2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長の要請に基づき事務局が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(活動内容)

第5条 委員会は、DV被害者支援計画を策定するために、本県のDV被害者の置かれている現状の実態を把握する。

- 2 本県のDV被害の防止及び被害者の自立支援施策を体系的に構築し、今後の県としての施策展開の方向性を明確にする。
- 3 計画策定以降3年間の具体的な政策目標を掲げ、関係機関等が連携を図りながら、DV被害の防止及び被害者の自立へ向けた社会意識の醸成を図る。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(資料V)

奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定委員名簿 (50音順)

荒木 恵子 (奈良市市民生活部参事)

○ 島本 郁子 (奈良犯罪被害者こころの支援センター事務局長)

巽 千津子 (部落解放同盟奈良県連合会女性部事務局長)

寺川 佐知子 (奈良県看護協会第一副会長)

西岡 博文 (榛原町住民福祉部長)
(宇陀市教育委員会榛原地域教育事務所部長 H18.1.1~)

平盛 裕子 (奈良県医師会理事)

福岡 ともみ (NPOなら人権情報センター相談員)

北條 正崇 (やすらぎ法律事務所 弁護士)

松本 洋子 (人権擁護委員)

水野 隆正 (奈良県家庭相談員連絡協議会会長)

○ 宮坂 靖子 (奈良女子大学人間文化研究科助教授)

◎委員長 ○副委員長

(資料VI)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」 策定にかかる庁内連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していくため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に則した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「計画」という)を平成17年度中に策定することを目的とし「庁内連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の基本方向、施策体系、素案等についての検討。
- (2) 県の被害者の置かれている状況について、情報、資料の提供。
- (3) その他、必要に応じ「計画策定委員会」への出席。

(構成)

第3条 この連絡会議は、次の各課、所の担当課長補佐相当職をもって構成するものとする。
ただし、必要に応じ関係課等の出席を求めることができる。

福祉部	福祉事務所 保険福祉課 こども家庭課 中央こども家庭相談センター 健康増進課
生活環境部	人権施策課 男女共同参画課 女性センター
商工労働部	雇用労政課
土木部	住宅課
教育委員会	学校教育課
警察本部	生活安全企画課

(会議の開催)

第4条 この連絡会議は、こども家庭課長、男女共同参画課長が必要に応じて招集するものとする。

(事務局)

第5条 この連絡会議の事務局は、こども家庭課が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」設置要綱

1 趣旨

近年、夫等の女性に対する暴力が社会問題化しており、婦人相談所においても被害女性への相談・保護・自立支援が大きな課題となっている。

女性への暴力は、重大な人権侵害であり、心や体に大きな傷を与えるだけでなく、生命の危険に至ることもある。また、被害女性の自立やその児童の健全育成を図る上で、住宅、就業、経済面など様々な支援を必要とする。

こうした状況を踏まえ、各関係機関が連携を図り、被害女性の保護・自立支援を行うことを目的として「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 活動

協議会は趣旨に基づき、次の活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援を行う上での情報交換
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援を行うための連携体制の確立
- (3) その他、配偶者等からの暴力を防止するための必要な活動

3 委員の構成

- 1 奈良弁護士会、社団法人奈良県医師会、社団法人奈良県看護協会、奈良県民生児童員連合会、家庭相談員連絡協議会、民間支援団体からの推薦による者
- 2 福祉政策課、保健福祉課、こども家庭課、中央こども家庭相談センター、医務課、健康対策課、人権施策課、男女共同参画課、女性センター、住宅課、教育委員会学校教育課、県警本部生活安全課、奈良公共職業安定所の各所属

4 委員長及び副委員長

委員の中から委員長、副委員長1名を選出する。

委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

委員長は、協議会の運営及び総括にあたり、副委員長は委員長を補佐する。

5 会議

会議は委員長の要請に基づき、必要に応じて中央こども家庭相談センター所長が招集する。

6 事務局

協議会の事務局は、奈良県中央こども家庭相談センターに置く。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

8 施行

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：平成十六年六月二日法律第六四号

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び基本計画（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条一第二十二条）
- 第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(基本計画)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力を含む。）について前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、

同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年六月二日法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成16年12月2日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

配偶者暴力防止法の制定（平成13年4月）により、一定の成果が挙がるとともに、社会の認識も高まってきている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本方針は、都道府県が地域の実情に応じて策定する基本計画の指針となるべきものである。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

被害者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。医療関係者は、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、通報者に対し、被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。現に被害者に対する危険が急迫している場合は、警察に通報するとともに被害者に一時保護を受けることを勧めが必要である。

イ 警察

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため必要な措置を講ずることが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターが、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす。

(イ) 相談を受けた場合の対応

配偶者暴力相談支援センターは、来所した被害者について、話を十分に聴いた上で、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(7) 相談を受けた場合の対応

警察は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者やその親族、支援者等に対するつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為規制法の活用を検討することが必要である。

(8) 援助の申出を受けた場合の対応

警察においては、被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相當であると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害者への必要な援助を行うことが必要である。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関は、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等は、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

(3) 被害者の保護に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、適当な寄宿先がなく、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の意思に基づき、一時保護を行う施設である。一時保護の期間は、入所者の状況により、事案に応じて弹力的に対応するよう配慮することが必要である。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は増加しており、受入れが困難な場合、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡大等の対応が必要である。

ウ 婦人保護施設等

婦人保護施設及び母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

ア 就業の促進

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

イ 住宅の確保

地方公共団体は、公営住宅への入居について優先入居や目的外使用の実施等の特段の配慮を行い、配偶者暴力相談支援センターは、住宅の確保についての情報提供等を行う等被害者の住宅の確保に向けた支援に努めることが必要である。

ウ 援護

配偶者暴力相談支援センターは、生活保護制度の適用、母子生活支援施設における保護、児童扶養手当の支給について情報提供等を行うことが必要である。一時保護施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現在地保護を行うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、医療保険に関わる相談があった場合、被害者が、被害を受けている旨の証明書（婦人相談所において発行。）を持って保険者へ申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険における組合員の世帯に属する者から外れること等の情報提供等を行うことが必要である。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者が国民年金の第3号被保険者であって、その配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第1号被保険者となる手続きが必要となること等の情報提供等を行うことが必要である。

カ 同居する子どもの就学

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。また、配偶者暴力相談支援センターは被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が出された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すとともに、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については「不当な目的」があるものとし、交付しない又は閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

警察において裁判所から通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の居所を訪問するなどして危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

福祉事務所においては、被害者の自立を支援するために、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の規定に基づく措置を講ずることが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

被害者の保護及び自立支援を図るために、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。このためには、関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュ

アル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。市町村の関係機関も、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

職務関係者においては、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に、被害者及び支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。また、被害者には、日本在住の外国人や障害のある者も当然含まれていることに十分留意することが必要である。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

6 教育啓発に関する事項

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

7 調査研究の推進等に関する事項

(1) 加害者の更生のための指導について

国においては、加害者の更生のための指導の方法として、どのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意し、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

国においては、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図ることが必要である。民間団体との連携については、様々なものが考えられるが、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行うことが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

策定後3年を目途に見直す。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。また、見直しはそれまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画

平成18年3月

発行 奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課
〒 630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8606